

## ○ 荊田町空き家改修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家の有効活用及び空き家バンク制度の推進を図るため、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県）からの移住者が荊田町空き家バンクに登録された空き家を購入して行うリフォーム工事又は建替えのための解体工事に要した費用の一部に対し、予算の範囲内で荊田町空き家改修等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、荊田町補助金交付規則（平成16年荊田町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 荊田町空き家バンク実施規程（令和7年荊田町告示第6号）第5条により荊田町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録している空き家をいう。
- (2) 登録者 荊田町空き家バンク実施規程第5条により空き家バンクに物件登録している者をいう。
- (3) 移住者 令和8年度から令和10年度の間、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県）から本町に転入した者をいう。
- (4) リフォーム工事 住宅の機能若しくは性能を維持し、又は向上させるため、住宅の改修を行うことをいう。
- (5) 解体工事 空き家を購入後に、当該空き家と同一の敷地内に住宅を新築するために行う空き家の解体工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助金の交付を申請した日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、補助金は、同一の世帯に対して1回限りとする。

- (1) 移住者であること。
- (2) 前号の移住者で、転入をした日から3年度以内であること。
- (3) 登録者との間で、空き家の売買契約を行っていること。

- (4) 前号の登録者の3親等以内の親族でないこと。
- (5) 町税・上下水道料金等の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと及び暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 第4条に規定する補助金の交付対象工事について、他の補助金の交付を受けていないこと。

2 町長は、特にやむを得ない事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助対象者とすることができる。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げるリフォーム工事又は解体工事の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) リフォーム工事 住宅の機能若しくは性能を維持し、又は向上させるために行う別表1に掲げる工事に要する経費であること。
- (2) 解体工事 空き家を購入後に、当該空き家と同一の敷地内に住宅を新築するために行う空き家を解体する工事に要する経費であること。

（補助金の額）

第5条 補助金額は、補助対象経費に次表の補助率を乗じて得た額とする。この場合において、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。（消費税額及び地方消費税額を除く。）

工事区分	補助対象経費	補助率	上限額
リフォーム	リフォームに係る経費	対象経費の50%	100万円
解体	解体に係る経費	対象経費の50%	150万円

（申請期間）

第6条 補助金の申請を行うことができる期間は、移住者が本町に転入した年度を含む3年度以内の期間とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

補助事業の実施前に、苧田町空き家改修等補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、苧田町空き家改修等補助金交付決定通知書（様式第2号）を、不交付を決定したときは、苧田町空き家改修等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、補助金交付申請の内容について変更又は取り下げようとするときは、苧田町空き家改修等補助金変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 前項の規定する変更の申請については、変更の内容を示す書類を添付するものとする。

3 町長は、第1項の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、承認したときは苧田町空き家改修等補助金変更承認通知書（様式第5号）により、承認しなかったときは苧田町空き家改修等補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、当該交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付対象者は、補助対象工事完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、苧田町空き家改修等補助金実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、苧田町空き家改修等補助金確定通知書（様式第8号）により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付対象者は、速やかに荻田町空き家改修等補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、交付対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、荻田町空き家改修等補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、荻田町空き家改修等補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

区分	リフォームの内容
修繕及び模様替え	<p>1 居宅の耐久性を高めるための工事で、次の各号に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物のかさ上げ又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高めるために必要な工事</p> <p>2 居宅の安全上又は防災上における必要な工事で、次の各号に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、はり等について耐震構造上有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 筋かい、火打等による補強工事</p> <p>(4) 外壁を防火構造とする等の防火性能を高める工事</p> <p>(5) 屋根を不燃材料でふき替える等の工事</p> <p>(6) 避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事</p> <p>(7) その他安全上又は防災上における必要な工事(バリアフリー化工事を含む。)</p> <p>3 居宅の居住性の向上又は衛生上における必要な工事で、次の各号に掲げる工事</p> <p>(1) 間取りの変更又は模様替えを行う工事</p> <p>(2) 開口部等を設ける工事</p> <p>(3) 台所、浴室又は便所の改良、取替え又は設置工事</p> <p>(4) 建具の改良又は取替え工事</p> <p>(5) 壁紙の張替え工事</p> <p>(6) 断熱性又は遮音性を高めるための工事</p> <p>(7) その他居住性の向上又は衛生上における必要な工事</p> <p>4 その他町長が必要と認める工事</p> <p>※外構工事は対象外とする。</p>